

長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要

資料1-3

住所 : 長崎県長崎市東山手町6番16号

建物名称 : グループホームベルハウス東山手

用途 : 複合用途(グループホーム、事務所、共同住宅(消防法施行令別表第1(16)項イ))

建築年月日 : 昭和40年11月18日 (建物登記上)

構造・階層 : 鉄骨造一部木造・地上4階建て

延べ面積 : 581.85m² (うち、グループホーム部分(1, 2階)の面積は259.64m²)

建築面積 : 153.60m²

消防用設備等 : 消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯

収容人員 : 17名(そのうち、グループホーム部分は13名)



位置図



施設外観

火災概要

発生日時等

発生時刻:平成25年2月8日(金) 調査中

覚知時刻: // 19時43分

鎮圧時刻: // 21時09分

鎮火時刻: // 21時49分

気象状況 風向:北北東 気温:1.3℃ 風速:2m 湿度59.2%

火災の状況

焼損程度:部分焼(焼損床面積 51.5m²)

人的被害:死者5名

※48時間以内の死者:1階で2名(女性2名)、2階及び3階で各1名(全て女性)

3月4日 重症で病院に搬送された女性1名が死亡

負傷者 7名

重症 1名(男性1名)

中等症 4名(女性4名うち1名グループホーム職員)

軽症 2名(男性1名、女性1名)

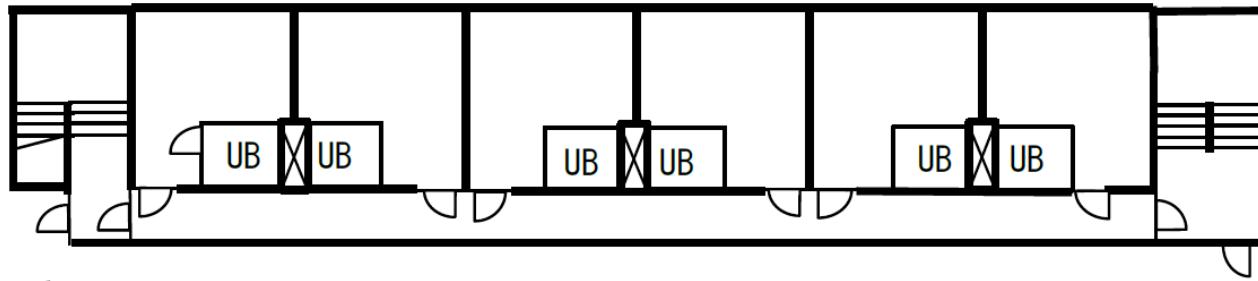
消防活動状況:消防署 消防隊16隊 救急隊7隊

消防団 消防隊6隊

通報者:出火建物の北東に位置する中学校の教諭が黒煙を確認し通報

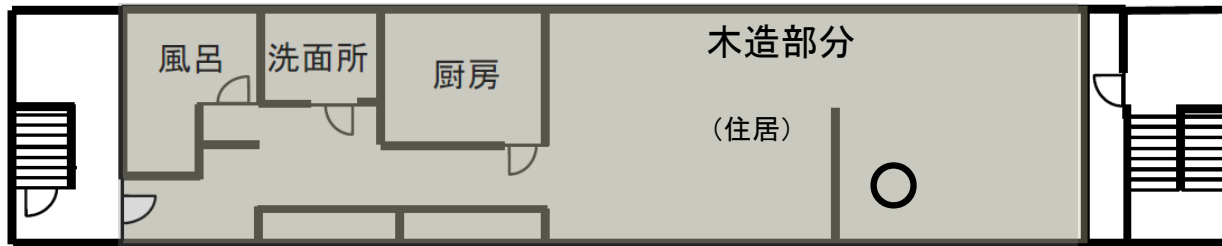
出火場所及び出火原因:2階10号室付近より出火、その他調査中

火災概要(状況写真)

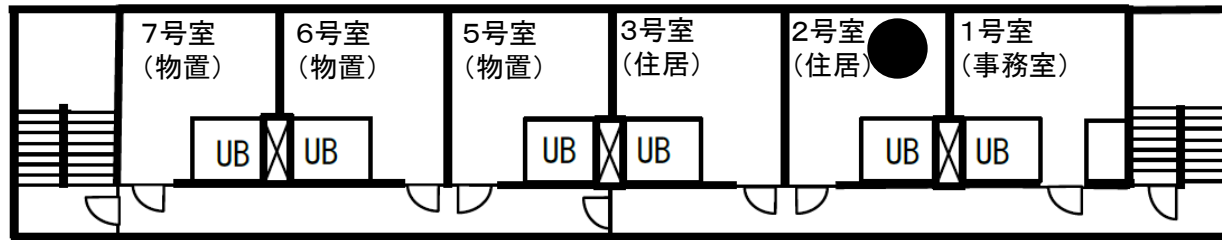


在館者の状況

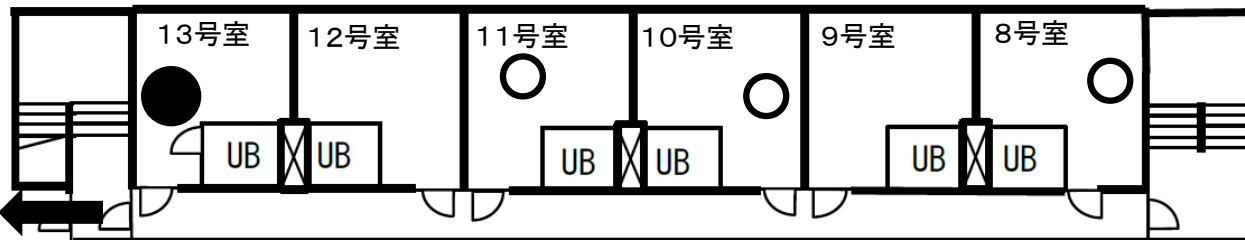
4階平面図



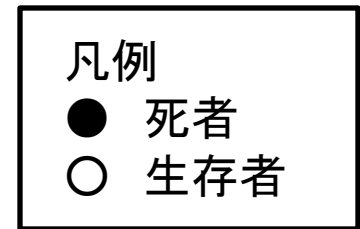
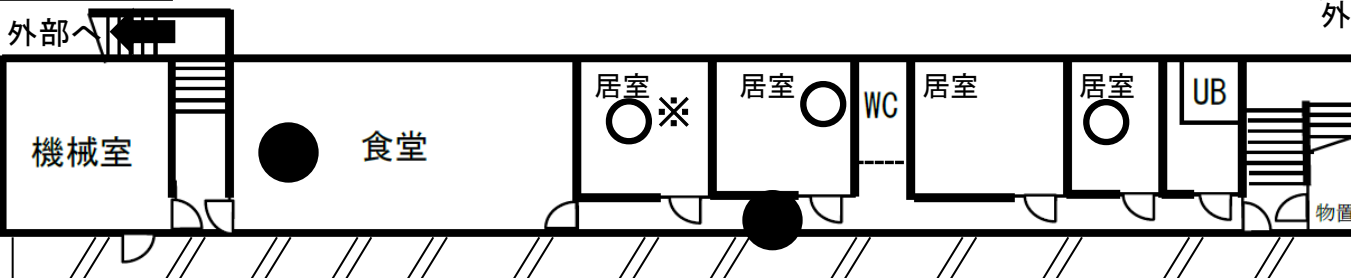
3階平面図



2階平面図



1階平面図



※病院搬送時は重症であったが、その後(3月4日)に死亡

図は入所者のみを示している。火災発生時の従業員(1名)の位置は調査中。

平面図上は表記していないが、南側(図面左側)2階に駐車場、3階にサンルームの増築がある。

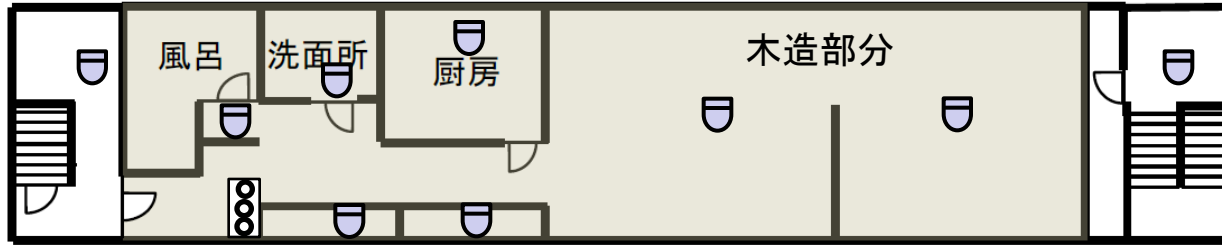
グループホームの防火対策の状況

消防用設備等の設置状況及び防火管理の実施状況

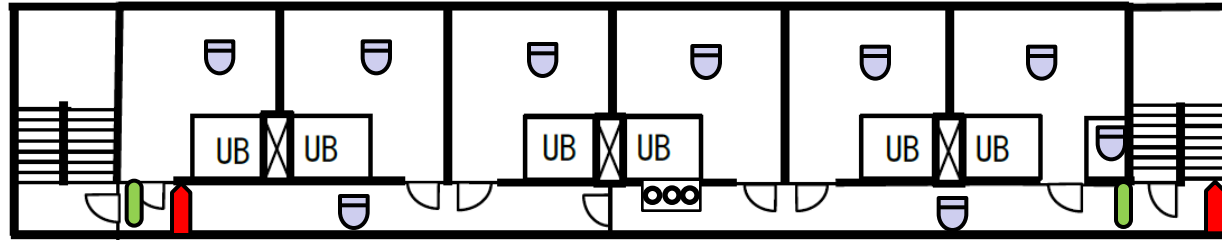
	グループホーム等の設置基準	ベルハウス東山手における設置義務の有無	ベルハウス東山手における対応状況
消火器具	全て	あり	設置(火災時に使用された形跡なし)
自動火災報知設備	全て	あり	設置(火災時に鳴動したことを消防隊が確認)
火災通報装置	全て	あり	設置(火災時に使用された形跡なし)
スプリンクラー設備	275㎡以上	なし	設置なし
誘導灯	全て	あり	設置(一部誘導灯のバッテリー切れ) ※平成24年9月30日に立入検査時に指摘
消防用設備点検報告	全て (半年に1回実施1年ごとに報告)	あり	実施 ※平成24年8月20日提出済み
防火管理	利用者及び職員の合計が10人以上	あり	防火管理者選任・届出済み 消防計画届出済み 避難訓練※ ※平成19年12月3日に実施以降、実施した旨の報告はなし

消防用設備等の設置状況

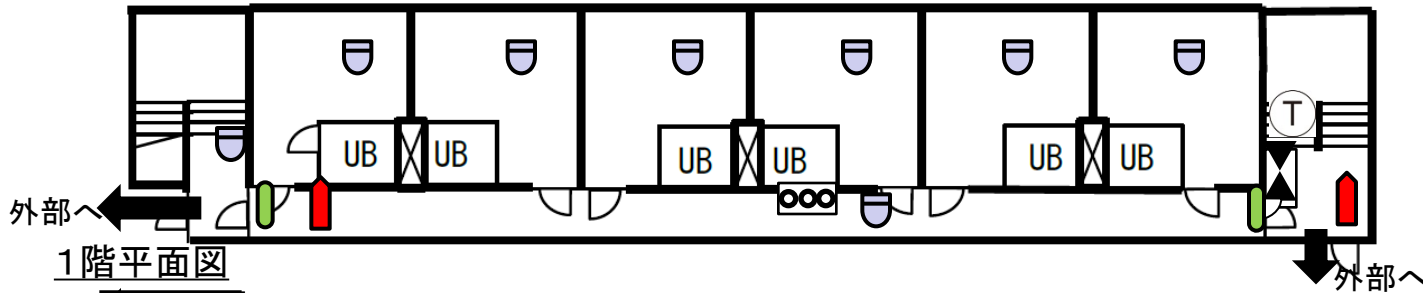
4階平面図



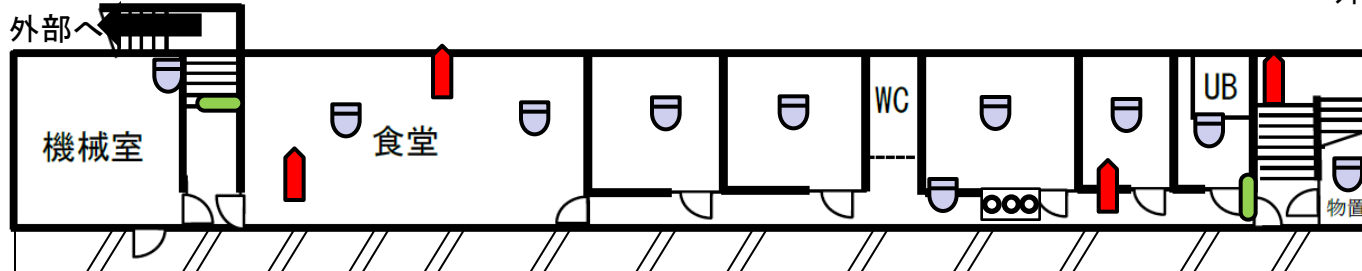
3階平面図



2階平面図



1階平面図



凡例

-  : 感知器
-  : 発信機
-  : 受信機
-  (T) : 火災通報装置
-  : 誘導灯
-  : 消火器

消防庁の対応

2月8日 21時00分 長崎県から第1報を受領
消防庁予防課長を長とする災害対策室を設置

2月9日 7時35分
消防庁及び消防研究センターから7名の職員を順次派遣

消防法第35条の3の2の規定に基づく、「消防庁長官の火災原因の調査
(特に必要があると認めた場合)」を実施

2月12日 「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底
について」(消防予第56号)を通知

全国の消防本部に対して、類似の火災を防止するため、認知症高齢者
グループホーム等について防火安全対策の徹底を要請

○消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、
重点的に改善指導を図ること。

○夜間を想定し、施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

○喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

／等

2月22日「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について」 (消防予第454号)」を通知

各消防本部に対し、グループホーム等の小規模社会福祉施設等に関するスプリンクラー設備の設置状況や防火管理の状況等の調査を依頼した。

調査内容等

- 1 調査対象は、1000㎡未満の認知症高齢者グループホーム等の入所や宿泊を伴う小規模の高齢者・障害者福祉施設
- 2 各消防本部は、台帳及び届出や立入検査等を通じて把握している情報から福祉施設に関するスプリンクラー設備の設置状況や防火管理の状況等について調査を実施。
併せて、厚生労働省の依頼に基づき各自治体の福祉部局が実施するスプリンクラー設備の未設置施設に対する調査に必要な情報を提供。
- 3 調査項目
 - 福祉施設の規模、階層
 - スプリンクラー設備の設置状況
 - 防火管理者選任、消防計画届出等の状況 ／等
- 4 福祉部局との情報共有や訪問調査への同行等、福祉部局の調査に協力するよう依頼。
- 5 調査結果については、検討部会の検討において活用する予定。

長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応

【火災の概況】

- 出火：平成25年2月8日（金）19：40分頃
- 施設：グループホームベルハウス東山手
 - ・入居者数 9名（うち1名短期入居者）
 - ・鉄骨造一部木造4階建
 - 1、2階がグループホーム（以下「GH」という）
 - 3、4階は事務所と共同住宅の用途
 - ・GH部分の床面積：259.64㎡
消防法施行令に基づくスプリンクラー設置義務のかかる対象施設(275㎡以上)には非該当
- 死傷者数：
 - ・死者 5名（1名は病院搬送後(3月4日)に死亡）
内訳（GH利用者4名、一般住宅の居住者1名）
 - ・負傷者 7名
内訳（GH利用者5名、職員1名、一般住宅の居住者1名）

（参考）過去のグループホーム火災とその後の対応

- 平成18年1月8日発生（長崎県大村市）
やすらぎの里さくら館：死者7名、負傷者3名、延床面積：279.1㎡
 - ◇ 275㎡～1,000㎡未満のGH等へのスプリンクラーの設置費用補助（平成21年4月～）
※ 消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置面積の義務の引き下げ 1,000㎡→275㎡へ（平成19年6月改正 平成21年4月1日施行）
 - ◇ 夜間人員配置基準を強化：宿直不可とし、夜勤の義務づけ（平成18年4月～）
- 平成22年3月13日発生（北海道札幌市）
グループホームみらいとんでん：死者7名、負傷者2名、延床面積：248.43㎡
 - ◇ スプリンクラーの設置が義務づけられていない275㎡未満のGH等にスプリンクラー設置費用を補助（平成22年9月～）
 - ◇ GHの事業者が避難訓練等を実施するに当たり「地域住民の参加が得られる」ための運営基準の一部改正（平成22年9月～）
 - ◇ 夜間人員配置基準のさらなる強化：ユニットごとに1人の夜勤（2ユニットで1人の夜勤を認めていた例外規定の廃止）（平成24年4月～）

今後の対応

※平成25年2月9日付 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡
「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」

防火安全体制の徹底

- ・防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保等の点検等の周知徹底
- ・非常災害対策に係る各項目の実施状況等の点検
- ・消火設備の設置状況の点検

スプリンクラー未設置のグループホームへの積極的な補助制度の活用

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用を図り、積極的なスプリンクラー設備の設置

総務省消防庁及び厚生労働省老健局による スプリンクラー設置等実態調査等のスケジュールについて

2/22

3/8

4/19

消防庁通知に基づく調査

【小規模社会福祉施設等に係る実態調査】

- ・主体：各消防本部
- ・対象：6項口（1,000㎡未満のもの（建物の一部に存するものを含む。））、
軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、
障害者短期入所施設・ケアホーム・グループホーム

並行実施

【福祉部局への資料提供】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：管内の275㎡未満で
スプリンクラー未設置事業所
一覧を介護保険主
管部局に送付

資料の提供

厚生労働省通知に基づく調査

【消防本部への資料提供】

- ・主体：各市町村介護保険
主管部局
- ・内容：市町村管内の事業所
一覧を管轄する消防
本部に送付

275㎡未満でスプリンクラー未設置の事業所
への合同の訪問調査（約2,000件）

消防庁通知に基づく調査

【防火指導等】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：介護保険主管部局より訪問調査の同行等の相談が
あった場合、福祉部局の調査に実情に応じて協力

資料の共有

厚生労働省通知に基づく調査

【スプリンクラー未設置理由の確認等】

- ・主体：各市町村介護保険主管部局
- ・内容：スプリンクラー未設置理由の確認や夜間体制の確認等の調査、
専門的見地からの助言、今後の対処方針の確認を行う

認知症高齢者グループホーム

(国土交通省) 長崎市グループホーム火災を受けた対応について

1. 火災等の概要

(1) 火災の概要

発生日時：平成25年2月8日(金) 覚知19時43分

発生場所：長崎県長崎市東山手町6-16 グループホームベルハウス東山手

(2) 建物の概要

構造：鉄骨造一部木造

階数：4階建て

用途：複合用途（グループホーム、事務所、共同住宅）

延べ面積：581.85㎡（グループホームは1～2階、259.64㎡）

(3) 建築基準法令違反

平成22年4月6日（平成22年3月のグループホーム火災を受けた長崎市による緊急点検）

- ・非常用出入口の高さ不足、防火戸の不備の違反を発見。違反事項を指摘。

平成22年9月6日（長崎市による現地再確認）

- ・非常用出入口の是正を確認
- ・防火戸の不備を再確認。改善を指示（口頭）。対応後に違反建築物是正完了報告書を提出することを指示。

2. 認知症高齢者グループホームにおける違反是正の経緯

- ・平成22年3月13日に札幌市で発生したグループホーム火災を受けて緊急点検を実施し、その後もフォローアップ調査を実施。
- ・フォローアップ調査結果（平成24年12月7日公表、平成24年9月30日時点）

		件数
認知症高齢者グループホームの件数		9,969件
点検済みのものの件数		9,873件
建築基準法令(防火・避難関係規定)に関する違反を、これまでに把握したものの件数		1,551件
是正済みのものの件数		882件
違反未是正のものの件数		669件

※長崎市の「グループホームベルハウス東山手」は、違反未是正物件の669件に含まれる。

3. 今回の火災を受けた対応

2月12日付で特定行政庁に対し未是正物件※について迅速な違反是正の更なる徹底を要請。

- ・すべての未是正物件について立入調査を行い、改善計画の速やかな提出を求め、その結果を3月22日までに報告すること。
- ・正当な理由なく是正が行われないものについては、建築基準法第9条による違反是正命令を行うこと。

※フォローアップ調査において違反未是正のもの（669件）に加え、点検未了のものについて点検を行い違反を確認した場合はそれを含む。